

令和6年度
第2回宮城県環境審議会水質部会

議事録

令和6年11月13日（水曜日）
午前10時から正午まで
宮城県庁9階「第一会議室」

1 開 会（司会）

- 環境審議会条例第7条第5項で準用する同条例第6条第2条の規定による会議成立の宣言（委員9人中、8人出席）
- 情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- 資料確認

2 挨拶（環境対策課長）

3 議 題

江成部会長：本日は、8月6日付けで、知事から環境審議会あて諮問がありました「湖沼における生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の見直しについて」調査、審議をしております。

水質汚濁に係る環境基準の類型が指定されている12の湖沼を、見直しの対象としておりますが、資料も多いため、適宜質疑応答の時間を設け、休憩をはさみつつ、進行してまいりますので、御了承願います。

議題（1）湖沼における生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の見直しについて

江成部会長：それでは、議事に入ります。はじめに、資料1「湖沼における環境基準の類型指定の見直しについて」説明をお願いいたします。

事務局：資料1「湖沼における環境基準の類型指定の見直しについて」に沿って説明。

質疑

江成部会長：ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。一つ確認させてください。資料1の11ページのスケジュールで、赤字で書いてある8月の諮問というのは、県から審議会が諮問されたという意味ですね。水質部会と環境審議会との関係で言うと、環境審議会から部会に何らかの依頼がされるとか、最後の答申についても、水質部会から環境審議会に答申するとかいうことは特にはないということでしょうか。

事務局：この8月の諮問は江成部会長がおっしゃっております通り、宮城県から環境審議会に諮問をしたということです。そして、来年の12月の答申については、環境審議会から宮城県宛てに答申をいただくという意味合いで記載をしております。よって、水質部会から審議会に対して答申をするという意味合いではございません。

江成部会長：部会と審議会との関係というのは、諮問を受けるとか、答申をするとかという関係にはない訳ですね。

事務局：審議会から水質部会に、この内容の調査審議について附託されているという状況でございます。

江成部会長：それでは、今後のスケジュールということになりますので、これから審議を進めて

いきたいというふうに思います。それでは続きまして、資料2、資料3について続けて御説明をお願いいたします。

事務局（いであ株式会社）：資料2「県内湖沼の概要及び水質の概況等」、資料3「環境基準（COD、全燐）達成状況」に沿って説明。

質疑

江成部会長：それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見ををお願いいたします。

事務局：山田先生からチャットで御質問いただいておりますので、事務局で読み上げます。

【山田委員（チャットでの意見：原文そのまま、以下同じ）】：その都度の作業は煩わしいので、以下1点意見を示しておきます。資料1にも関わることでありますが、類型指定の見直しについて異論があるわけではないです。一方、政策目標としての環境基準値が変更することについて、その基準を達成するために政策としてどれだけの事業が実行され、成果なりを得てきたのか、という評価が必要と思います。今後の委員会で提示されるものと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。「悪化することを許容することとならないように配慮する」点が大事な視点と考えます。

江成部会長：ありがとうございました。そうですね。多分、これまで環境基準を達成するために、どういう政策が行われてきて、その結果としてどういう成果が得られたのか、あるいは得られないのかというふうなことについて、整理する必要あるだろうという御意見かと思いますが、何か県でそれについての御発言がありますか。

事務局：湖沼によっては、流域等で様々な対策が取られていたりすることもございますので、今回の会議の際には、これまで行われてきた事業等についても取りまとめを行ないまして、それを踏まえて水質がどうなっているのかという視点で資料に反映させていきたいと思っております。また、今回は将来の水質予測等も行いますので、事業との関連性についてもお示ししていきたいと思ひます。先生から、最後に御指摘いただひている「悪化することを許容することとならないように配慮する」という点はごもっともなことでござひますので、そういった視点を持って見直しの検討を行ってまいります。

江成部会長：山田先生いかがでしょうか。

【山田委員（チャット）】：了解しました。

江成部会長：その他でいかがでしょうか。

国土交通省（代）大平河川環境課長：この後の説明の中で説明が出てくるのであれば、その時で構ひませんが、資料3の黄色で着色している部分が、今後見直しを検討していくのかなということで見えておりました。戻りますが、資料1の5ページのところで、釜房ダムについては、人為的汚濁負荷の削減対策によって水質を改善できる余地が少ない、というような言葉が書かれておりましたが、その他のダムについても、こういった整理がされているのかということをお伺ひできればと思ひます。

事務局：釜房ダムについては、湖沼計画策定の際に流域の施策でありますとか、将来の施策等も含めて水質シミュレーションを行っております。その結果、施策を今後も講じていき、その目

標が全て達成したという場合であっても、なかなか水質を改善するという影響は小さいということが、令和4年度に策定しました第7期計画の時に明らかになってきたという背景がございます。他の湖沼については、釜房ダムとは違い、これまでの施策と水質との関係についてというところまでの分析には至っておりませんので、次回の会議の時に反映させていきたいと思っております。御意見どうもありがとうございます。

環境省（代）杉山環境対策課長：一つ確認をさせていただければと思っております。すでに御説明いただいた資料1についてでございます。最終ページの19ページで、令和7年6月に2回目の水質部会を行うと、現地視察として大倉ダムと釜房ダムということで、計画をされていらっしゃるということでございます。この二つのダムを選定した理由というのはいかがでしょうか。そこを教えていただければと思います。

事務局：まず、釜房ダムについては、先ほどの御紹介の通り、湖沼法の指定湖沼になっておりまして、宮城県としても重要な湖沼であるという位置付けのダムになります。大倉ダムにつきましては、こちらも水道用水として特に仙台市の住民の方々に広く使われているダムということで考えております。また、視察となりますと立地状況も考慮し、釜房ダムと大倉ダムが移動の関係等も含めて適当なのではないか、ということで選定をしております。

江成部会長：何か他のところも行った方が良いんじゃないかという御意見ですか。

環境省（代）杉山環境対策課長：実際に、ダムの視察2か所ということで、選定した理由がいまいち分からなかったもので、確認したかったという意味合いでございます。

江成部会長：ありがとうございました。若干今のことと関連するかもしれませんが、先ほど、これまでどういう対策を行ってきたのかということで、この場で議論されてきたのは、やはり釜房ダムと伊豆沼のことが大きかったですけれども、全体で12湖沼ある中で、県がやっていなくても、例えば地元で何か対策をしているということもあるかなと思うんですね。そのことについても、情報が得られるのであれば、この湖沼についてはこういう対策が取られてきている等ということも合わせて、お願いできればと思います。それでは、5分程度休憩を取りたいと思います。10時55分からスタートしたいと思います。

(休憩)

江成部会長：10時55分になりましたので、議事を再開したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、資料4-1、資料4-2を続けて御説明をお願いいたします。

事務局：資料4-1「類型指定見直しの対象となる湖沼の整理・検討について（案）」、資料4-2「類型指定見直しの対象となる湖沼一覧表（COD、T-P、T-N）」に沿って説明。

質疑

江成部会長：ありがとうございました。複雑な検討をしていただいて、それを要領よく御説明いただいたんですが、なかなか理解しづらい部分もあるかと思っております。ただ今の御説明につきまして、御質問などをお願いいたします。

国土交通省（代）大平河川環境課長：資料 4-2 について、表の見方がよく分からなくて申し訳ないのですが、1 枚目の COD の No. 1、2、3 のダムで、例えば No. 1 栗駒ダムは指定当時「農業・工業用水」（「」内は資料 4-2 の項目名称。以下同じ。）は空欄なんですけど、現状では農業で、No. 2 花山ダムでは「水産」は指定当時ないですが、今は 2 級。この 2 級という意味合いもよく分からないのですが、あと No. 3 鳴子ダムについては、「水道用水」が 2 級だったものが、現状はなく、上二つと同じように「水産」「農業用水」が追加になっているということなのですが、これはダムの水の利用としての水域の利用状況ということなんでしょうか。

事務局（いであ株式会社）：こちらの資料 4-2 につきましては、「類型指定当時」の方が、類型を決めるときにこの利用が想定されていますということで記載していたものでございまして、「現状(R5)」につきましては、現況、「水道用水」の方はそのまま 2 級と書いているんですけども、「水産」や「農業用水」につきましては、現状の利用状況を確認した上で修正しております。そして、水産 2 級などは、今、漁業権が設定されている状況を見まして、漁業権の魚種によって何級というのは決まっておりますので、そちらを入れております。水産 2 級や水道 2、3 級ということに関しまして、資料 1 の 6 ページの下のところに、説明書きがございまして、水産 2 級というのは、サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物ということですね。漁業権の方から、一番高い水産区分を入れております。こちらで御説明になっておりますでしょうか。具体的にどのような魚種があるかということ、参考資料 2 でまとめております。こちらを見ていただければ、どのような魚種が設定されているかというものを御確認いただけるかと思っております。

国土交通省（代）大平河川環境課長：例えば、直轄ダムで言うと鳴子ダムなんですけれども、水道用水と類型指定当時というのは、その類型指定というのが何年かもよく分からないんですけど、ダム建設後に当然指定されているということですよ。当時は水道利用したけれど、今は水道利用してないという理解でしょうか。

事務局：類型指定をいつしたのかというのは、また資料 1 になるんですけども、6 ページに COD 等が記載をされておまして、8 ページには全燐の指定年月日が記載されております。鳴子ダムについては、COD ですと昭和 47 年 4 月 28 日で、全燐については指定されておられないので記載はございません。指定当時につきましても、このダムがどういった利用がされているのかという調査を県で行っております、その当時は水道用水としての利用だったというような表になっております。

国土交通省（代）大平河川環境課長：あまりこだわる訳ではないんですけど、鳴子ダムの完成が昭和 32 年なので、指定の前にはもう完成してるようなんですけども。ですので、ダム完成後の指定の状況ということで、当時農業はなかったけど、今は農業があるということで、整理しているということですか。

事務局：そうなります。ダムが完成してから、どういった利用がされているのかということ踏まえて、当時類型指定を行っております。

国土交通省（代）大平河川環境課長：利用というのは、そのダムの水の利用ということでよろしいですか。

事務局：例えば、直接取水をして、それを水道用水に使っているですとか、農業として使用しているですとか、そういったものが利用状況となっております。

国土交通省（代）大平河川環境課長：水産は、先ほど書いてあるということだったんですけど、この水産もダム湖での水産ということですか。

事務局：ダム湖内での水産です。

国土交通省（代）大平河川環境課長：とりあえず分かりましたけど、直轄の部分についてはうちの方でも確認したいと思います。ありがとうございます。

江成部会長：それでは、その辺はデータを整合性のあるようにしていくということにしたいと思います。他にはいかがでしょうか。

【山田委員（チャット）】：フローチャートについて意見はないです。一点、水質環境基準において、水生生物保全のための基準も設けられてきたことも踏まえ、利水のみならず本来あるべき該当水域の生態系保全にとっての視点は、「自然環境保全」の項目だけで判断して良いのでしょうか。とくに底層溶存酸素濃度の関わりが気になりました。

江成部会長：「自然環境保全」というのは本当に幅広いというか、どうにでも取れるというふうに言ってしまうと、まずいかもしれませんが、非常に幅の広い意味合いだと思いますが、それぞれの湖沼によっても、若干その視点が違ってくるのかなという気はします。事務局の方で、どういうふうな考え方にしようとしているのかについて、どうでしょうか。

事務局：確かにダム湖においても、水生生物の保全に関する環境基準の設定というのもしております。そちらの基準は、基準として評価をしてみたいと思っております。ただ、生態系保全という視点で行きますと、御意見の最後の方でございます底層溶存酸素濃度の環境基準自体は、設定されている湖沼も、宮城県内にはございませんが、全国的には次第に増えてはきているという状況でございます。今回のCODの類型指定がされている12湖沼について、現時点で底層D0の類型指定というところの検討は行っておりませんが、底層D0ですと先生も御指摘の通り、その湖沼の中での生態系のあるべき姿の保全、魚類などの生物を保全していくというような目的があつての、環境基準の設定になります。ですので、現時点で人工湖であるこれらのダムの底層D0の類型指定を行っていくという予定は、現時点ではございません。また、御指摘の「自然環境保全」の項目になるんですけれども、こちらは自然探照等の環境保全というように定義付けられておりますことから、生態系の保全とはまた別の視点なのではないかとも考えられます。ただ、先生から御指摘いただいております生態系の保全等も、次回の会議の時に、事務局としての考え方を示して行きたいと思っております。

【山田委員（チャット）】：了解しました。県民の関心事にもなりますので、どうぞよろしく願います。

江成部会長：生態系保全っていうのは、なかなか難しい話になりますね。特に、自然湖沼だとその生態系というのがそれなりは解釈できるんでしょうけれども、人工湖の生態系というのは、どういうふうに考えられるのかということは、なかなか難しいなという気がします。生物保全ということであれば、特定の生物を保全するために検討することも可能になるんですが、生態系ということになると、かなりオールラウンドで考える必要も出てきますし、生態系そのものを人工湖の場合にどう考えるのかということは、それなりの課題かなという気はいたします。しかし、そういう視点を持って、湖沼の水質も考えていくということは、大切な視点だろうというふうに思います。他にいかがでしょうか。木村先生どうぞ。

木村委員：今回、指定の分類を精査していただいて、変更を目処にこのような審議がされている

ということですので、釜房ダムについては、いろいろな対策を取りながら、何が原因で汚れが、汚染が進んできたのかということを知りてきたということ、私どもはそういった経緯をよく存じております。ただ、やはり一般市民の方というのは、県がどんな対策を取ってここまで汚れの解明をしてきたのかということについては、なかなか情報も、そういったことも知らないという方も多いのかなというふうに思っております。そういう中で、最初に類型指定がされてから、もう50年は超えてるかそれ位だと思うんですが、改めて釜房ダムのところを見ておきますと、本当に当初よりも利用の状況が、変わってきているなということと、それを踏まえての湖沼の指定、類型の変更ってということになりまして、そうなると同時にCODといった基準の見直しというところにも、当然連動してきますので、今回の変更が基準を緩めるという言い方は変ですけども、単にそういうことになったのではないということ、一般の方にも理解していただくような努力は必要なのかなというふうに感じました。でも、やはり50年経過しているので、利用状況を踏まえた上で、類型の変更をするのは、私は然るべきかなというふうなことを感じました。

江成部会長：ありがとうございました。今、木村先生がおっしゃった特に釜房ダムですとか、伊豆沼については長年、県としても水質改善に取り組んできた訳ですけども、言ってみればそれができないから、その基準を改訂するんだというふうな、短絡的な見方にならないように、あるいはそういう印象にならないようにということは、県の事務局でもいろいろと考えて、検討されてきております。環境省の基本的な考え方もそういう視点があって、そこは是非しっかりと分かるようにというふうなことでござっております。今、木村先生からありました、いろいろな心配事については、是非注視しながら方向を定めていきたいというふうに思います。他に、オンラインの方も含めていかがでしょうか。

全体として、もし何か言えなかったことや不足の部分がありましたら、お受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。今日、いろいろな御提案をいただいて、そう簡単に全体を把握することには、なかなかいかないと思います。次回の水質部会でもまた、この考え方について検討をしていきたいと思っておりますので、今日の資料また読み込んでいただいて、貴重な御意見をいただければと思います。それでは、以上で本日の議論を終了したいと思います。第2回目は、来年6月を予定しておりますので、事務局において本日いただいた御意見あるいは御指摘を踏まえて、申し訳ないのですが、分かりやすい資料の作成をお願いしたいと思います。その他、事務局から何かありますか。

議題（2）その他

事務局：2点ございます。はじめに1点目ですが、参考資料3をご覧ください。現在、環境省では水質汚濁に係る生活環境保全環境基準について、関係告示及び処理基準通知の改正に向けた手続きを進めており、11月15日(金)までパブリックコメントの募集を行っております。

当資料中、「2. 改正案の主な内容」として、「事務処理基準の改正案の主な内容」の項目のうち、冒頭の白丸では、類型の見直しに関し、柔軟に水域の類型指定及び適切な見直しを行うこととし、その際には、地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するために類型を見直す場合は「水質の悪化を許容すること」には当たらないことに留意すること等の説明がござい

ます。先ほどから御指摘を受けておりますが、そういった部分も踏まえて、事務局の方ではしつかり、県民の方々にも分かりやすいような対応をしていきたいと考えてございます。

また、裏面の一つ目の白丸には、湖沼及び海域において季節別の類型指定を可能とするこ
と、二つ目の白丸では、各類型の利用目的に対して、現に支障が生じていない水域では、COD
の環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくて良いものとするなど、これまでの制度
や運用が大きく変わることが見込まれます。

改正法の公布・施行については、「3 施行日」とおり今年12月下旬に予定されているこ
とから、引き続き、今後の運用に関し、国や他県の情報の収集に努め、必要に応じて、委員の
皆様にも提供させていただきます。

続きまして2点目です。次回の水質部会ですが、来年2月上旬を予定しております。こちら
は毎年諮問しております翌年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画が審議事項となります
ので、御承知おきください。なお、説明で申し上げましたとおり、湖沼の類型見直しに関する
会議は、本日も合わせまして来年6月及び10月の計3回を予定しております。事務局からは
以上でございます。

江成部会長：季節ごとに基準を設けて良いという話になる訳ですよ。

事務局：海域において、昨今ノリの色落ちといったお話もありますので、そういった自治体から
の要望等もあるように聞いております。環境省で、そういったところを踏まえて、弾力的な運
用ということを考えているのではないかと思います。

江成部会長：季節と合わせて、やはり最近海水温が上がってきている状況も言われてきているの
ですが、その辺は何か手立てというか、季別だけで良いのかな。

事務局：海水温につきましては、今回環境省から提案されるものはないんですが、環境基準とい
うことで、COD等が季節に応じた形での類型の変更というところを資料でも書かれていたと
ころでございますので、引き続き。委員の皆様には情報提供させていただきたいと思いま
す。

江成部会長：釜房ダムの話の中で、水温と水質の関係をシミュレーションしていただいた結果が
ありましたけれども、いであ株式会社では海水温と海の水質との関係は、何かされているん
ですか。

事務局（いであ株式会社）：私がおのりの専門ではないので、明確な回答ができないんですけ
ども。

江成部会長：魚の種類については、随分ニュースで取り上げられてきています。多分、水質につ
いてもいろいろと影響は出てくるんだろうという気はいたします。今の、事務局からの御説明
に何か御質問がありますか。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。

4 閉 会（司会）